



インドネシア企業の社会環境影響情報の 社会的便益と今後の課題

川原尚子・入江賀子

要旨 本研究は、インドネシア企業が社会や環境への影響についての情報を開示することによってもたらされる社会的便益について、予備的分析をしている。本研究では文献研究、およびインタビューやグループ・ディスカッションを実施した。インドネシア企業が社会環境影響情報を開示することは、主に規制機関への対応のためであり、また、企業イメージを良くするためのものであるとの意見が多かった。しかし、最近、社会環境影響情報は、非政府組織や学者など第三者への対応として、またリスクを防止するためにも公表されてきているとの意見があった。投資家が関心のある情報は経済リスクに結びつく情報のみであるが、環境リスクの高まりに応じて、そのような経済リスクに結びつく環境影響情報が重視されていると考えていた。インタビュー回答者の全員がインドネシアの社会環境影響情報の質の担保について関心を寄せていた。

Abstract This study aims to conduct a preliminary analysis of the social benefits that are generated by Indonesian companies' disclosure of information related to their social and environmental impacts. The study was performed using a literature review, as well as interviews and group discussions. Many respondents opined that the main reasons for Indonesian companies to disclose such information were to respond to regulatory bodies and improve the company's image. However, a respondent's comment stated that recently information related to social and environmental impacts was targeted to third parties such as nongovernmental organisations and scholars also of preventing risks for social and environmental impacts. Indonesian investors may only be interested in information about economic performance, but with environmental risks being higher in recent years, environmental information that is relevant to economic risks may be more valued. All interviewees were interested in ensuring the quality of information about social and environmental impacts provided by Indonesian companies.

Key words 社会影響 (social impacts), 環境影響 (environmental impacts), 社会的便益 (social benefits), 企業の社会的責任 (corporate social responsibility: CSR), 持続可能性 (sustainability)

原稿受理日 2017年5月24日

I はじめに

近時、インドネシア共和国（インドネシア）の企業は、地域社会あるいは環境関連の問題に対峙することが多いと予想されている。社会問題や環境問題に関する費用が甚大な場合、企業の継続性に問題が生じる可能性さえある。このような企業の経営者はこの情報開示にかかる費用と便益を経済的に比較考量して意思決定できる立場にある。しかし、株主や投資家においては、企業側がもつ情報を企業に開示してもらわない限り、情報の非対称性の状況に置かれ、意思決定において不測の損害を被る可能性がある。よって情報開示にかかる法制度の果たす役割がここにある。しかし、問題は、企業が社会環境影響情報をどの程度、どのような内容で開示することが社会的便益を最大にするかという点が明らかになっていないことである。ここで社会的便益とは、ある行動により生ずる便益全体である（Black et al., 2009）。この社会的便益には、活動を実施する個人や企業が直接に受ける便益、および他の人々や企業に対して生じる市場システムの外部の便益を含む（Black et al., 2009）。

そこで本研究では、インドネシアの社会的便益を最大化させる社会環境影響情報の開示に関する分析を進めるため、文献研究と質的調査により検討していく。なお、本研究では社会環境影響情報を、企業の社会的責任（Corporate social responsibility: CSR）情報、持続可能性（サステナビリティ）情報、ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（統治））情報と同義として扱っていく⁽¹⁾。本研究での検討は、今後、インドネシアにおける社会環境影響情報の開示に関する制度設計において、また、インドネシア企業の社会環境影響情報開示に対する方針の検討において価値がある。

本稿の構成は、次章で先行研究を検討し、第3章で質的調査の実施結果を分析し、第4章でディスカッションおよび今後の研究課題について論じ、第5章で結論を述べていく。

II 先行研究

(1) 制度概況

インドネシアの企業の社会環境影響情報の開示に関連する法制度には、1994年環境省令

(1) ESG という用語は、主に投資家に対する情報の内容として、最近現れた用語であるため、用語としては、CSR 情報や持続可能性情報は ESG 情報より以前から使われている。しかし、CSR、持続可能性、ESG は、別の用語であるとはいえ、定義の差は明確であるとはいえないためである。

(Minister of Environment Decree, 1994), 2007年会社法 (Supreme Law, 2007a), 2007年投資法 (Supreme Law, 2007b, article 15(b)), 2012年政令 (Government Regulation, 2012), 2016年金融サービス庁規則 (OJK Regulation, 2016), および環境影響評価に関する法がある。まず, 1994年環境省令 (Minister of Environment Decree, 1994) は, 社会や環境の報告と監査に関するガイドラインである。この省令は環境管理の基本法である1997年環境マネジメント法 (Supreme Law, 1997) の実施に関連している。

2007年会社法 (Supreme Law, 2007a) は, 公開企業に社会的環境的責任に関する活動について, 毎年, 報告することを求めている。2007年投資法 (Supreme Law, 2007b) では, 有限責任企業は, インドネシア国民の人的資源を優先すること, 安全で健康な労働環境を作ること, CSR を実践すること, 環境保全をすることが求められている。当該法は, 鉱業企業に CSR の実践を求めており, 違反の際には操業停止などの罰則がある。また, この法は非再生可能な自然資源開発に投資する者にも, 環境的実現性の基準に適合してサイトを修復するための資金を配分するよう求めている (PwC, 2016)。2012年政令 (Government Regulation, 2012) は, 先述の2007年会社法 (Supreme Law, 2007a) の内容を具体化させており, 企業の環境的社会的活動について, 毎年, 株主総会で報告することを求めている。2016年金融サービス庁規則 (OJK Regulation, 2016) では, インドネシア証券市場の上場企業に, 社会的環境的活動とあわせて, 社会的環境的責任の内容を年次報告の一部とするよう要請している。

しかし, これらの法では, 開示すべき最低限の内容を示しているに過ぎないため, 実務的運用を定めた統一の基準が実際にはなく企業の任意に委ねられている (Basalamah および Jermias, 2005)。加えて, インドネシアでは法規制があっても詳細な手続き規定がない場合には, 企業が実務で行う程度は低いと考えられ, 開示に関する法律があるとはいえ, 事実上, 自主的情報開示の状況といえる (Djajadikerta および Trireksani, 2012; Yanto および Muzzammil, 2016)。

また, 上記法以外に, インドネシアの資源エネルギー企業としては, 石炭鉱業法 (Supreme Law, 2009) と環境法 (Supreme Law, 1982) がある。これらはともに, 環境や社会に影響を及ぼして自然資源の開発をする鉱業企業に, 環境影響計画文書を作成し維持するよう求めている (PwC, 2016)。この文書は, 1986年政令 (Government Regulation, 1986) で導入され, 1993年政令 (Government Regulation, 1993) で定められた, 環境影響評価, 環境管理計画, 環境監視計画の3つの内容からなる環境影響評価 (Analisis Mengenai Dampak Lingkungan: AMDAL) である (Warren および Elstron, 1994; PwC, 2016)。

また、AMDAL が要求されない状況では、環境管理の2つの文書、すなわち環境管理計画 (Upaya Pengelolaan Lingkungan: UPL) および環境モニタリング計画 (Upaya Pengawasan Lingkungan: UKL) の作成が求められる (PwC, 2016)。また、環境法には、排出や排水温度レベルについての環境品質の要求事項がある (PwC, 2016)。しかし、一般に、企業が自らの正当性を確立し維持するために自社に対する世間の印象を管理するとき、経営者が必要と考える自主的に情報開示する (Neu et al., 1998) ならば、先述してきた法令に関連した環境情報であっても、インドネシア企業の経営者は開示の費用と便益をよく考慮するかもしれない。インドネシア企業の経営者は社会環境影響情報を作成して開示する費用よりも、そのような情報を開示する便益が上回るとする場合に限り、情報開示をするかもしれない (Basalamah および Jermias, 2005)。

(2) インドネシア企業の社会環境影響情報の開示内容

社会環境影響情報の開示項目については、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative: GRI) が、これまで国際的に一般的な持続可能性報告のガイドラインやスタンダードを作成し提供してきており、企業の統治、経済、環境や社会に関するパフォーマンスや影響を理解したり伝達したりするための包括的な枠組みを提供してきている (Loh et al., 2016)。GRI が2016年に公表した GRI スタンダードにおいても、社会や環境についての項目別のスタンダードがある (GRI, 2016)。しかし、インドネシアでは社会環境影響の情報を開示する企業が未だ全体的には少ない (Rusmant および Williams, 2015; Loh et al., 2016)。またマレーシア、シンガポール、タイと同様に、インドネシアでは、環境に関する企業情報開示は統治、経済、社会のそれと比較して少ない (Loh et al., 2016)。その開示レベルについても、国際的に一般とされる基準には適切に準拠していないとされる (Hermawan および Mulyawan, 2014)^②。但し、開示内容はセクターにより異なると考えられ (川原および入江, 2016)、例えば、インドネシアの上場鉱業セクター企業についてみると、他のセクターに比較して環境の情報が多く開示されている (Rusmant および Williams, 2015)。

② このため、社会環境影響情報開示項目のばらつきを解消して報告書の信頼性を高めるため、例えば、企業の社会や環境への影響の内容を、1) 物理的および化学的影響、2) 生態学的影響、3) 社会、経済、および文化的影響の3つに分類することで、比較可能な報告書の作成が可能となるとする意見がインドネシア内でもある (Basalamah および Jermias, 2005)。

(3) 企業の社会環境影響情報開示の社会的費用と社会的便益

企業が情報開示によって被る費用と、受ける便益については、情報開示による資本コストの低下、情報開示の開発や発表のための費用の発生、不十分なあるいは誤解を招く情報を開示した際の訴訟費用の発生、情報開示の結果生じる競争劣位、情報開示の要求に対応して企業行動を変化させた結果生じる費用や便益、投資社会との関係において得られる便益がある（Elliott および Jacobson, 1994）。

(4) インドネシア企業の社会環境影響情報開示に関する費用と便益に関する文献レビュー

社会環境影響情報開示は、企業にとっては、先述した法規制を遵守する義務が生じてそのための費用を負担したり、ステークホルダーとの関係性の維持構築のための費用（負の便益）が生じたりするが、一方で、ステークホルダーからの良い評判の維持、株価の上昇効果、財務パフォーマンスの向上という正の便益を得る可能性がある。先述した2007年投資法（Supreme Law, 2007b）の下で、企業が CSR 活動について開示するならば、その企業の法令遵守の程度が一般社会の監視下に置かれることになるが、法令遵守をしていない証拠について詳細に詮索されることを避けたい企業は開示をしない可能性がある（Cahaya et al., 2006）。社会環境影響情報開示を行うと、従業員、顧客、供給先、同業他社などの第三者が企業側の情報を利用することを通じて企業との間の契約交渉や競争的状况において優位になり、企業に費用が生じる可能性がある（Cormier および Magnan, 1997）。特に、社会や環境に関する情報は企業の重大な費用となり得るため、経営者は社会や環境の情報をリスクと捉え、企業価値に負の影響を及ぼすと認識している（Cormier および Magnan, 1997）。とりわけ環境負債の情報開示は、企業の潜在的な評判リスクであり、財務報告上の利益に対してマイナスの影響を及ぼす可能性もある（Basalamah および Jermias, 2005）。このような説明は、あるインドネシア企業が社会や環境の情報を定期的の開示しなかったり、年次報告書の一部として含めなかったりする状況と一致している（Basalamah および Jermias, 2005）。

Hermawan および Mulyawan（2014）は、社会環境影響情報開示と財務パフォーマンスの直接的な関係については否定する一方、社会環境影響情報開示が多様なステークホルダーからの良い評判を維持することに寄与しているとしている。ステークホルダーからの良い評判を得ることは、企業の経営戦略の一つとなり得る（Basalamah および Jermias, 2005）。Mayasari（2011）は、ウェブでの社会環境影響情報開示は、コミュニケーション戦略として行われ、企業が株主価値の最大化だけでなく、株主以外の他のステークホル

ダーに配慮していることが認知され、世間によりイメージを伝達できると主張している。⁽³⁾

社会環境影響情報開示の株価への影響は、企業価値の向上に関する議論と関連する (Verrecchia, 1983)。経営者と投資家との間に情報の非対称性がある場合、投資家や債権者が企業の最悪の状況を想定して株価を低めに評価したり、情報開示がない条件のもとで高めの利息を取ろうとしたりする (Basalamah および Jermias (2005) における Grossman (1981) の引用)。資金調達を証券市場に依存する企業の経営者は、資本コストを低減させるために、情報の非対称性を減少させる動機をもつ (Gibbins et al., 1990)。Hendarto および Purwanto (2012) は、インドネシア上場企業が法制度のもとで社会環境影響情報を開示した際に、証券市場で株価の異常収益が得られた実証研究をもとに、企業が CSR 活動を実施し、株主に情報開示することで企業がよいことをしているという投資家へのシグナリング効果となり、企業の社会環境影響情報開示には便益があると主張している。

社会環境影響情報開示の程度と財務パフォーマンスの関係については、先行研究では、異なった結論が得られている。Sirega および Bachtiar (2010) は、社会環境影響情報開示の程度は財務レバレッジには関係せず、企業規模や取締役会の規模に関係しており、よって債権者の影響力は情報開示の決定要因にはならないとしている。一方、Gunawan (2013) は、企業規模、年数、監査人の影響、企業所有者の影響以外に、財務パフォーマンスも社会環境影響情報開示の程度に関係するとしている。⁽⁴⁾ また、Angelia および Suryaning-sih (2015) は、インドネシアの PROPER (Program Penilaian Peringkat Kinerja Perusahaan dalam Pengelolaan Lingkungan Hidup: 情報公開と企業の環境管理評価格付け事業) に参加するインドネシアの上場企業17社について、PROPER で5段階の最高である金色の格付けを得た企業の環境パフォーマンスが、総資産利益率 (ROA) および自己資本利益率 (ROE) に有意に影響していたこと、ESG 情報開示は ROA には影響はなかったが ROE に有意に影響していたこと、環境パフォーマンスと ESG 情報開示は、ROA と ROE にそれぞれ同時に有意な影響を及ぼしていたと分析している。Attig ら (2013)

(3) Mayasari (2011) は、インドネシア証券市場で最も流動性の高い45銘柄からなる指標 (LQ45 Index) に含まれる企業とその他の企業、鉱業やエネルギー業を含む15産業セクターの101社を対象に、企業がウェブサイトで開催した社会環境影響情報の内容分析を行った。その結果、鉱業やエネルギー業では、CSR 活動の中でも環境に関する開示の割合が16.9%と最も高く、サプライヤーに関する開示が最も低かったことを明らかにした。同氏によれば、ステークホルダー理論では企業はステークホルダーの利害のバランスをとるよう行動するというものの、適切に利害のバランスをとる決定を事前には難しく、ステークホルダーが継続して経営者との関係性を選ぶかも疑問であるので、ステークホルダー理論の実務的課題を示唆している。

(4) なお、Gunawan (2013) は、社会環境影響情報開示の量的程度は企業の業種と関係がないとしている。

は、環境面での失敗や訴訟は財務的困難に結びつくため、社会環境影響情報やそれによる信用格付けは、CSR に関する財務的便益を測るよりよい尺度であるとしている。

(5) インドネシア企業の CSR のパフォーマンスの費用と便益

社会環境影響情報開示そのものではなく、インドネシア企業の CSR のパフォーマンスの社会的便益についても、従来、分析がなされてきた。これら分析は、社会環境影響情報開示の直接的な社会的便益の分析ではないが、Branco および Rodrigues (2006) が、CSR パフォーマンスと情報開示を同時に分析していることに見られるように、それらは、密接に関連する可能性があるため、以下で、レビューしたい。

Branco および Rodrigues (2006) は CSR の実施とその開示は、企業やその従業員が、地域社会との結びつきを構築し、社会的に統合していくことを支援し、そして、サプライヤーや政府とのより魅力的な契約を交渉するための企業の能力や、提供する製品やサービスにプレミアムの価格を賦課する能力や、資本コストを減少する能力を改善するところの、評判的な資本を創ることに役立つので、企業は CSR とその開示から便益を得ているとする。Branco および Rodrigues (2006) は、社会的責任の活動に投資することは、ノウハウや企業文化に関係する新しい資源や能力の開発を企業が支援することによって、企業内部に便益があるかもしれないと主張する。また、生産過程の再組織に関連する便益のほかに、環境面でのプロセスの改善は、直接的な収益の増加に結びつくとする。さらに、公平な賃金、清潔で安全な労働環境、研修の機会、労働者やその家族のための健康と教育の福利厚生、労働時間の柔軟性、仕事の分担などのような、社会的責任のある従業員慣行は、欠勤や従業員の離職率を低減する一方で、士気や生産性が高められ、企業に直接的な便益をもたらす可能性があるとする。

Allen (2014) は、エネルギー管理システムの導入を通じて、環境保全に取り組む J. Crew 社の場合、2002年以後の新設の営業店にこのシステムを設置し、環境面だけでなく、企業のビジネスにも便益をもたらしているとする。Arli ら (2015) は、CSR の実施により、利益の増加、信頼、ブランド、イメージの改善などの便益が十分実証されているとする。Barnea および Rubin (2005) の議論によれば、CSR パフォーマンスをあげることは、企業と密接な関係にある内部者（経営者や大口株主）が、よい地球市民であるというような、よい評判を上げるという、彼らの個人的な便益がインセンティブになっているかもしれないとする。

Branco および Rodrigues (2006) は、倫理的な新しい市場は、CSR と開示の便益が、

ある種の競争優位と関係する便益を含んでいると認められることと関係しているという。また、CSR 活動に関与しても財務的便益を受け取らないことがはっきりしている企業が、純粹に慈善事業に関わっている例では、ほとんどの事例で、責任ある市民としてのイメージを公的に承認されるような、遠回りの方法でいくらかの便益が得られている状態が残っているとす。また、廃棄物を削減し、材料を再利用しリサイクルし、水や電気を保全する環境的活動を適用する企業は、その活動からの譲与物やインセンティブをしばしば得るかもしれないし、また材料の効率性やエネルギーや廃棄物の最小限化を通して、財務パフォーマンスの向上を助ける便益もまたえるかもしれないとする。

Branco および Rodrigues (2006) は、CSR の個々の項目のパフォーマンスの企業にとっての便益が、企業の特徴により異なるとする。例えば、環境パフォーマンスは、環境的に世間の注目引くセクターにおいて、より重要であり、そして、よい環境パフォーマンスは、そのセクター内での、企業の評判に、より強く関係すると見込まれる。対照的に、他のセクターにおいて、環境管理や報告システムの導入は、環境問題に価値をおくステークホルダーとの改善された関係の方法によって、わずかな便益を生み出すかもしれないという。

一方、Bidhari ら (2013) は、CSR を企業の利害を超えた、新興の社会行動として定義し、CSR は企業にとって、有利になったり不利になったりする可能性を指摘している。また、Attig ら (2013) は、CSR の財務的便益については、明瞭な証拠が不足しているとし、その一つの理由として、先行研究では短期的な会計面での収益性を利用している可能性があると考えている。同氏らは、CSR の便益は、主に、短期的な会計面での収益性にすぐに影響しがちな項目に現われるのではなく、ステークホルダーとの評判や関係性のような、無形資産の形で現れるとしている。

(6) インドネシア企業の社会環境影響情報開示による国（市民）に対する便益

インドネシア企業の社会環境影響情報開示の国（市民）に対する便益の分析に関する英語文献は、知る限り、Branco および Rodrigues (2006) の以下の分析のみである。Branco および Rodrigues (2006) は、多くの事例で、戦略的理由で企業が CSR に関与することは、いくらか倫理的および道徳的動機があり、社会的便益に至るであろうということは、おそらく真実であるとしている。一方、企業が社会的パフォーマンスを高めることが、一般的な社会的便益と直接的に関係するという考えに批判的な文献もある (Brammer および Pavelin, 2004)。

Ⅲ インドネシア市民にとって望ましい 社会環境影響情報開示の内容と開示の便益

Elliott および Jacobson (1994) の議論を参考にすると、社会環境影響情報開示の社会的便益には、上述した先行研究で多く分析されてきた企業にとっての便益のみでなく、投資家、および国（市民）にとっての便益が含まれる。しかし、インドネシアの社会環境影響情報開示に関する先行研究では、国（市民）にとっての社会環境影響情報開示の社会的便益に関連した英語文献は、上述した Branco および Rodrigues (2006) および Brammer および Pavelin (2004) のみである。また、投資家の便益に関する研究は、知る限りない。そこで、執筆者らは、これらの知見のギャップを埋めるため、インドネシア内の市民や投資家にとっての社会環境影響情報開示の便益に関する研究を進めるため、インドネシアの学生および一般市民に対するインタビュー（7名）を実施した。当該調査の目的は、社会的便益が高くなるような、社会環境影響情報開示の項目や、その開示の程度、開示による便益の内容に関する予備的知見を得るためである。本章では、その実施内容および結果を紹介したい。

(1) インタビューの実施内容

インタビューを実施して、企業による社会環境影響情報開示は、市民にとって、また投資家にとって、いかなるメリット（便益）を生じると感じるかを分析した。2017年4月および5月に、日本で学ぶインドネシア出身の学生5名（23歳男性ジャカルタ市出身、25歳女性バリ島出身、35歳女性南スラウェシ出身、36歳女性西カリマンタン出身、42歳男性南スラウェシ出身）、インドネシア在住の一般市民2名（59歳女性ボゴール在住、61歳男性ジャカルタ在住）に対して、5回の面談形式のインタビュー、1回のグループインタビュー、1回のインターネット電話ソフト「Skype」を使ったインタビューを実施した。また、インタビューの後、電子メールで追加質問を行った。なお、学生5人のうち3人は社会人経験者であり、実際の企業のCSR活動に関して知見を豊富に有する者が含まれていた。1回のインタビュー時間はそれぞれ1時間半から3時間であった。インタビューを複数回行った場合もあった。インタビューの参加者の一部には謝礼を支払った。インタビューは録音し記録を取った。インタビューでは、主に以下のテーマについて、なるべく難しい議論とならないようにしながら、自由に話してもらった。議論をする前あるいは途中で、イ

インタビューより、企業の CSR と社会環境影響情報開示に関する概略を、学生、および一般市民にもわかるように、30分ほど丁寧にガイダンスした。

【市民の便益に対する議論内容】

- 社会環境影響情報の開示項目として、市民としては、どのような分野（経済、社会、環境）項目の開示のメリットが大きいと思うか。また、当該情報開示の便益は何か。
- 社会環境影響情報の開示項目として、市民としては、活動報告といった過去情報と、CSR 活動に関する方針、実施のための体制、CSR 活動の計画といった過去情報以外のいずれの開示のメリットが大きいと思うか。それぞれの項目について、どの程度望ましいことか。また、当該情報開示の便益は何か。
- 社会環境影響情報開示は消費者保護につながると思うか。また、その理由は何か。
- 社会環境影響情報開示により、環境汚染や地域への影響の改善、国の経済発展、雇用創出、生活水準の向上につながると思うか。そのことは、一市民として望ましいことか。また、その理由は何か。
- 社会環境影響情報開示により、その他、個人として、どのようなメリットがあると感じるか。また、その理由は何か。

【一般投資家の便益に対する議論内容】

- 社会環境影響情報の開示項目として、一般投資家としては、どのような分野（経済、社会、環境）項目の開示のメリットが大きいと思うか。また、当該情報開示の便益は何か。
- 社会環境影響情報の開示項目として、一般投資家としては、活動報告といった過去情報と、CSR 活動に関する方針、実施のための体制、CSR 活動の計画といった過去情報以外のいずれの開示のメリットが大きいと思うか。また、その理由は何か。
- 一般投資家にとって、どのような社会環境影響情報項目の開示がどの程度望まれるか。望ましい情報開示項目は、産業ごとに異なるか（資源エネルギー企業の場合は、どのような開示項目が望まれるか。）また、その理由は何か。

(2) インタビューの結果

① 一般市民が関心のある社会環境影響情報開示の内容

7名全員が、企業の社会環境影響情報開示は、主に法令順守や規制機関への対応として行われるものの、一般市民にとって望ましいことであると考えていた。望ましいことの意味としては、開示することは倫理的なことであるとの考えや、情報の透明性が社会の信頼

を高めることに繋がるという考えのようだった。また、2名は、企業にとって社会環境影響情報が企業のイメージアップ、知名度向上につながると考えていた。このうちの1名は、企業の社会環境影響情報の開示が当該企業の事業存続の面での便益となり、そのことが、社会経済の発展に繋がると考えていた。2名は、社会環境影響情報の開示は、企業に対する外部、例えば、非政府組織（NGO）や一般社会からの監視を強化させ、企業の法令順守を強化したり、汚職腐敗の浄化の効果が生まれることで社会的便益が得られたりすると考えていた。しかし、4名は、社会環境影響情報の信憑性に疑念を抱いており、うち2名は、CSR パフォーマンスが反映されていない場合があると考えていた。2名は CSR 報告書の開示数が増えた場合に、内容がそれに伴って改善されるかどうかについても疑念を抱いていた。1名は、社会環境影響情報が一貫性や平等性を欠いていると考えていた。また、1名は、社会環境影響情報開示は、企業に自信があることを逆に示しているのだと考えていた。5名中、4名が個人的に、環境問題の開示に最も関心があると考えていた。うち3名は、環境問題に対する関心は、貧困問題などの社会的情報よりも関心が高いとした。残り1名は、環境問題よりも貧困問題、企業倫理の問題、経済開発などの社会経済問題や、自身が今後就職することを見越して企業の就職支援活動や職場の労働安全衛生への取り組みに関心があると考えていた。2名は、欠陥商品の有無や製品の品質などの製品の信頼性に関心があり、製品品質に関する社会環境影響情報を開示することは、製品の保証をすることになり、顧客の安心感を向上させることができるという意見があった。

過去情報と将来情報の開示の割合について、1名は50：50、1名は60：40、もう1名は70：30と答えた。過去情報を重視する理由は、これまでのことがあってこそ、未来があるという考え方のようであった。一方、悪いことをした企業であっても、過去情報ばかりではなく、将来どうするかを報告することに意義を感じているようであった。定性情報と定量情報の重要性について、1名は50：50とどちらも重要であると考えていた。

② 投資家に関心のある社会環境影響情報開示の内容

3名は、株式投資家にとって、経済情報が主たる関心事であると考えていた。うち、1名は、投資家にとっての関心事は経済情報が主たるものであり、社会環境影響情報には関心を示さないと考えていた。しかし、仮に社会環境影響情報が経済リスクに結びつく内容であったらどうかと質問すると、上記3名以外の2名も、そのような社会環境影響情報は投資家にとって当然大切だと考えていた。1名は、社会環境問題は非常に敏感な問題であり、企業の経営活動を危険にさらす可能性があると考えていた。そして地域住民との関係

において、例えば、工場廃棄物の売却処分の問題など、小さな問題が後に大きな問題となり、工場の操業に影響がある事例を紹介した。また、他の1名は、社会環境影響情報は投資リスクに関連するため、当該情報開示は投資情報の信頼性を高めることで、投資を促進することになるという意見であった。そして、新聞やテレビにより情報が開示されている時代になりつつあり、多くの企業は社会環境問題が生じるリスクにさらされていること、不測のコストを被る場合があり社会環境問題のために株価が下がったこともある事例を指摘した。例えば、操業地域に居住していた地域住民のための移住の手続きを適切に行わなかった企業に対して NGO が社会運動を起し、そのことがテレビで報道され、当該企業の株価がインドネシア証券市場で下がったという事例を紹介した。インドネシアでは民間新聞社の主催による「優れた最高経営者（CEO）賞」の表彰基準が財務基準だけでなく、CSR も基準になっているということを取り上げた。また、1名は、そのような経済リスクに結びつく社会環境影響情報の6割は環境情報だと考えていた。1名は、多国籍企業が資金調達の際に社会環境影響情報（ESG 情報）を投資会社から要求されること、そのことは、鉱業企業にとって、CSR 活動が事業免許のための義務であることと関連していると考えていた。その際、投資会社の規準において、依然として、経済的な企業のパフォーマンスが主たる企業評価の規準であることは間違いないと考えていた。しかし、投資会社は環境影響情報についても重視しているとし、多国籍企業に対して、投資会社は、環境影響情報を一つの企業スクリーニングに使っているとした。とりわけ、最近、インドネシア国内におけるエネルギーや水などの資源の不足に対応する規制を受け、資源エネルギー企業に対しては、資源エネルギーの調達の経済性や持続性に関する情報、例えば、再生可能エネルギーによるエネルギーの調達が低い費用でなされているか、などの情報が重要であると考えていた。一方、中小規模の会社の場合、多国籍企業ほどは社会環境影響情報が求められておらず、その理由として、株式による資金調達が少ないことに関係すると考えていた。

IV ディスカッションおよび今後の研究課題

先行研究では、インドネシア企業の社会環境影響情報開示の課題として、開示内容の比較可能性があげられている。このような報告内容のばらつきを解消して報告書の信頼性を高めるため、Basalamah および Jermias (2005) による、必要な社会環境影響情報の種類に関する研究がインドネシア内で行われた。これらの分析には注目すべき点があるが、一方で、総合的に社会的便益が大きい社会環境影響情報開示内容についての議論が進めら

れる必要がある。とりわけ、企業にとっての社会環境影響情報開示の便益についての研究はあるものの、投資家および国（市民）にとって、どのような開示項目が社会的便益を大きくするかについての研究は殆ど進められておらず、今後、知見のギャップを埋めていく必要がある。

V 結 論

本研究は、インドネシア企業が社会や環境への影響についての情報を開示することによってもたらされる社会的便益はどのようなものかについて、文献研究により検討した。また、インドネシア人に対して、インタビューおよびグループ・ディスカッションを実施し、インドネシア企業の社会環境影響情報の開示に関していかなる社会的便益があるかについての予備的な考察をした。その結果、インドネシア企業が社会環境影響情報を開示することは、主に規制機関への対応のためであり、また、企業イメージを良くするためのものであるとの意見が多かった。一方、最近、NGO や学者など第三者に対応するため、また社会環境影響に関連するリスクを防止するためにも情報開示されつつあるとの意見があった。しかし、いかなる理由であっても、企業の社会環境影響情報開示は、一般市民にとって望ましいことであると感じられていた。情報開示は、企業に対する外部、例えばNGO や一般社会からの監視を強化させ、企業の法令順守を強化したり、汚職腐敗の浄化の効果が生まれることで、社会的便益が得られたりするという考え方があった。過去情報と将来情報の開示の割合については、過去情報の割合を高めることが望ましいと考えているという意見が得られた。一般市民が関心のある社会環境影響情報開示の内容は、環境に関連する項目や社会的な様々な項目であり、特に開示が望ましい項目が明確にあるというわけではなく、個人の関心に合わせて望ましいと考えられる開示項目は異なっていた。

一方、投資家が関心のある情報は経済リスクに結びつく情報のみであるが、環境リスクの高まりに応じて、そのような経済リスクのある社会環境影響情報としては、環境情報が重視されていると考えていた。とりわけ、多国籍企業にとっては、投資リスクに関連する環境情報の重要性が高く、当該情報開示は投資情報の信頼性を高めることで、投資を促進することにつながるとの意見があった。特に資源エネルギー企業については、資源エネルギーの調達の経済性や持続性に関する情報が投資家にとって重要であるとのコメントがあった。また、企業の社会環境問題が、工場操業維持のリスクとなったり新聞テレビなどのメディアで公表されて株価が下落したりする事例がある一方、社会環境影響情報が公表

されてよい企業イメージが作られ、売上拡大や雇用の確保に繋がったり、ネガティブなイメージを払拭することで社会運動を抑制したり、投資家への透明性を確保したりするとの意見があった。全てのインタビュー回答者が、インドネシアの社会環境影響情報の質、とりわけ真実性や正確性について問題視していた。社会環境影響情報の質の担保が今後必要であり、社会環境影響情報開示の一番の課題がその点にあると感じていた。

今後、インドネシアにおいて総合的に社会的便益が大きい社会環境影響情報開示内容についての議論が進められるであろう。とりわけ、研究が進んでいない投資家および国（市民）にとっての社会環境影響情報の社会的便益を高める方法に関する研究が進められることで、社会的意義のある社会環境影響情報開示の内容が検討されるであろう。

謝 辞

本研究は、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費 15K03801 の助成を受けたものである。

参考文献および参照ウェブサイト

- 川原尚子, 入江賀子 (2016) インドネシア企業の CSR 活動と CSR 情報開示—文献レビュー, 商経学叢, 62(3), 1-23。
- 川原尚子 (2017) インドネシア上場鉱業企業の持続可能性報告の現状と課題, 商経学叢, 63(3), 43-66。
- Allen, Lauren (2014) Corporate social responsibility and financial performance in the consumer and nonconsumer Sectors, CMC Senior Theses, paper 855, retrieved on 23 May 2017 from http://scholarship.claremont.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1842&context=cmc_theses.
- Angelia, Dessy, Rosita Suryaningsih (2015) The effect of environmental performance and corporate social responsibility disclosure towards financial performance (Case study to manufacture, infrastructure, and service companies that listed at Indonesia stock exchange), 2nd Global conference on business and social science-2015, GCBSS-2015, 17-18 September 2015, Bali, Indonesia, Procedia - Social and Behavioral Sciences, 211, 348-355.
- Arli, Denni, Sharyn Rundle-Thiele, Hari Lasmono (2015) Consumers' evaluation toward tobacco companies: Implications for social marketing, Marketing Intelligence and Planning, 33(3), 276-291.
- Attig, Najah, Sadok El Ghouli, Omrane Guedhami, Jungwon Suh (2013) Corporate social responsibility and credit ratings, Journal of Business Ethics, 117, 679-694.
- Barnea, Amir, Amir Rubin (2005) Corporate social responsibility as a conflict between shareholders, retrieved on 23 May 2017 from <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.686606>.
- Basalamah, Anies S, Johnny Jermias (2005) Social and environmental reporting and auditing in Indonesia, Gadjah Mada International Journal of Business, 7(1), 109-127.
- Bidhari, Sandhika Cipta, Ubud Salim, Siti Aisjah (2013) Effect of corporate social responsibility information disclosure on financial performance and firm value in banking industry

- listed at Indonesia Stock Exchange, *European Journal of Business and Management*, 5 (18), 39–46.
- Black, John, Nigar Hashimzade, Gareth Myles (2009) *A Dictionary of Economics*, 3 ed., Oxford University Press, USA.
- Brammer, S, S Pavelin (2004) Voluntary social disclosures by large UK companies, *Business Ethics A European Review*, 13(2–3), 86–99.
- Branco, Manuel Castelo, Lúcia Lima Rodrigues (2006) Corporate social responsibility and resource-based perspectives, *Journal of Business Ethics*, 69, 111–132.
- Cahaya, Fitra Roman, Stacey A Porter, Alistair M Brown (2006) Nothing to report?: Motivations for non-disclosure of social issues by Indonesian listed companies, *Journal of Contemporary Issues in Business and Government*, 12(1), 43–61.
- Cormier, D, M Magnan (1997) Corporate environmental disclosure strategies: determinants, costs, and benefits, *Journal of Accounting, Auditing, and Finance*, 14(4), 429–451.
- Djajadikerta, HG, T Trireksani (2012) Corporate social and environmental disclosure by Indonesian listed companies on their corporate web sites, *Journal of Applied Accounting Research*, 13(1), 21–36.
- Elliot, RK, PD Jacobson (1994) Costs and benefit of business information disclosure, *Accounting Horizons*, 8(4), 80–96.
- Gibbins, M, A Richardson, J Waterhouse (1990) The management of corporate financial disclosures: opportunism, ritualism, policies, and process, *Journal of Accounting Research* 28(1): 121–143.
- Global Reporting Initiative, the (GRI) (2016) GRI Standards, retrieved on 23 May 2017 from <https://www.globalreporting.org/standards>.
- Government Regulation (1986) Environmental Impact Assessment, no. 29, Republic of Indonesia.
- Government Regulation (1993) Environmental Impact Assessment, no. 51, Republic of Indonesia.
- Government Regulation (2012) Limited liability company’s social and environmental responsibilities, no. 47, Republic of Indonesia.
- Grossman, S (1981) The informational role of warranties and private disclosure about product quality, *Journal of Law and Economics*, 24(3), 461–483.
- Gunawan, J (2013) Determinant factors of corporate social disclosures in Indonesia, *Issues in Social and Environmental Accounting*, 7(2), 113–134.
- Hendarto, Kresno Agus, BM Purwanto (2012) Market reactions of mandatory implementation of corporate social responsibility: Indonesia context, *Asia Pacific Management Review*, 17(4), 379–402.
- Hermawan, Marko S, Stephanie G Mulyawan (2014) Profitability and corporate social responsibility: An analysis of Indonesia’s listed company, *Asia Pacific Journal of Accounting and Finance*, 3(1), 15–31.
- Loh, Lawrence, Nguyen Thi Phuong Thao, Isabel Sim, Thomas Thomas, Wang Yu (2016) Sustainability reporting in ASEAN, State of Progress in Indonesia, Malaysia, Singapore and Thailand 2015, retrieved 23 May 2017, from <https://http://bschool.nus.edu.sg/Portals/0/docs/CGIO/susustainability-reporting-asean-cgio-acn-oct2016.pdf>.
- Mayasari, Iin (2011) Communicating corporate social responsibility activities to public: The study of website publication of Indonesian companies, *Society of Interdisciplinary Business Research (SIBR) 2011 Conference on Interdisciplinary Business Research*, retrieved from <https://ssrn.com/abstract=1867894> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1867894>.
- Minister of Environment Decree (1994) Environmental audits, guidelines for implementa-

- tion, no. 42, Republic of Indonesia.
- Neu, D, H Warsame, K Pedwell (1998) Managing public impressions: Environmental disclosures in annual reports, *Accounting, Organizations and Society* 23(3), 265–282.
- Otorita Jasa Keuangan Regulation: OJK Regulation (2016) Annual reports of issuers and publicly listed companies, no. 29/POJK 04, Republic of Indonesia.
- PricewaterhouseCoopers: PwC (2016), Mining in Indonesia, Investment and Taxation Guide, May 2016–8th edition, PwC, retrieved 15 April 2017, from <https://www.pwc.com/id/en/energy-utilities-mining/assets/May%202016/PwC%20Indonesia-mining-in-Indonesia-survey-2016.pdf>.
- Rusmanto, Toto, Citra Williams (2015) Compliance evaluation on CSR activities disclosure in Indonesian publicly listed companies, *Social and Behavioral Sciences*, 172, 150–156.
- Siregar, SV, Y Bachtiar (2010) Corporate social reporting: Empirical evidence from Indonesian stock exchange, *International Journal of Islamic and Middle Eastern Finance and Management*, 3(3), 241–252.
- Supreme Law (1982) Principles of Environmental management act, no. 4, State Gazette 1982 no. 3215, Republic of Indonesia.
- Supreme Law (1997) Environmental management, no. 23, Republic of Indonesia.
- Supreme Law (2007a) Limited liability company, no. 40, Republic of Indonesia.
- Supreme Law (2007b) Concerning investment, no. 25, Republic of Indonesia.
- Supreme Law (2009) Mineral and coal mining, no. 4, Republic of Indonesia.
- Verrecchia, Robert E (1983) Discretionary disclosure, *Journal of Accounting and Economics*, 5, 179–194.
- Yanto, Heri, Bonatan Sabila Muzzammil (2016) A long way to implement environmental reporting in Indonesian mining companies, *International Journal of Applied Business and Economic Research*, 14(10), 6497–6517.
- Yin, Robert K (2009) Case study research: design and methods, 4th ed, Applied social research methods series 5, SAGE, California.
- Warren, Carol, Kylie Elston (1994) Environmental Regulation in Indonesia, Asia paper 3, University of Western Australia Press, Western Australia.